

地域主権改革関連3法の概要について

5/2

地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するための改正。

1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

(1) 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

(2) 議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件※についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

※ 「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるもの」を除く。

(3) 行政機関等の共同設置

行政機関等※について、共同設置を行うことができることとする。

※ 行政機関等とは

- ・ 議会事務局（その内部組織）
- ・ 行政機関
- ・ 長の内部組織
- ・ 委員会又は委員の事務局（その内部組織）
- ・ 議会の事務を補助する職員

(4) 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。

## (5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付け※を撤廃する。

### ※ 撤廃する義務付け

- ・ 市町村基本構想の策定義務
- ・ 内部組織条例の届出義務（都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事）
- ・ 予算・決算の報告義務（同上）
- ・ 条例の制定改廃の報告義務（同上）
- ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務  
（広域連合→組織する地方公共団体の長並びに総務大臣又は都道府県知事）
- ・ 財産区の財産処分等の協議義務（財産区等→都道府県知事）

## 2 直接請求制度の改正

### (1) 直接請求代表者の資格制限の創設

平成21年11月18日の最高裁判決※を受け、地方自治法において、次の者について直接請求代表者の資格制限を設ける。

- ・ 請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員
- ・ 選挙人名簿に表示をされている者（選挙権の停止・失権、転出）
- ・ 選挙人名簿から抹消された者（死亡、国籍喪失等）

※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したもの。

### (2) 署名に関する罰則の追加

地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

## 3 施行期日

公布（平成23年5月2日）後3月以内において政令で定める日。ただし、議決事件の範囲の拡大は公布後1年以内において政令で定める日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の概要

## 1 改正内容

地方分権改革推進計画 (H21. 12. 15 閣議決定) を踏まえ、関係法律の整備 (42 法律) を行うもの。

### ○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (41 法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

#### (1) 施設・公物設置管理の基準

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・ 公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・ 道路の構造の技術的基準の条例委任

#### (2) 協議、同意、許可・認可・承認

- ・ 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・ 都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

#### (3) 計画等の策定及びその手続

- ・ 中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

### ○ 内閣府の所掌事務（改革推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進）の追加（内閣府設置法）

※改革：日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

## 2 施行期日

①直ちに施行できるもの → 公布の日（平成 23 年 5 月 2 日）

②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日  
（平成 23 年 8 月 2 日）

③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成 24 年 4 月 1 日

## 国と地方の協議の場に関する法律の概要

### ① 構成・運営

- ・ 議員・・・国：内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》  
地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》
- ・ 臨時の議員・・・議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

### ② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

### ③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

### ④ 分科会

- ・ 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

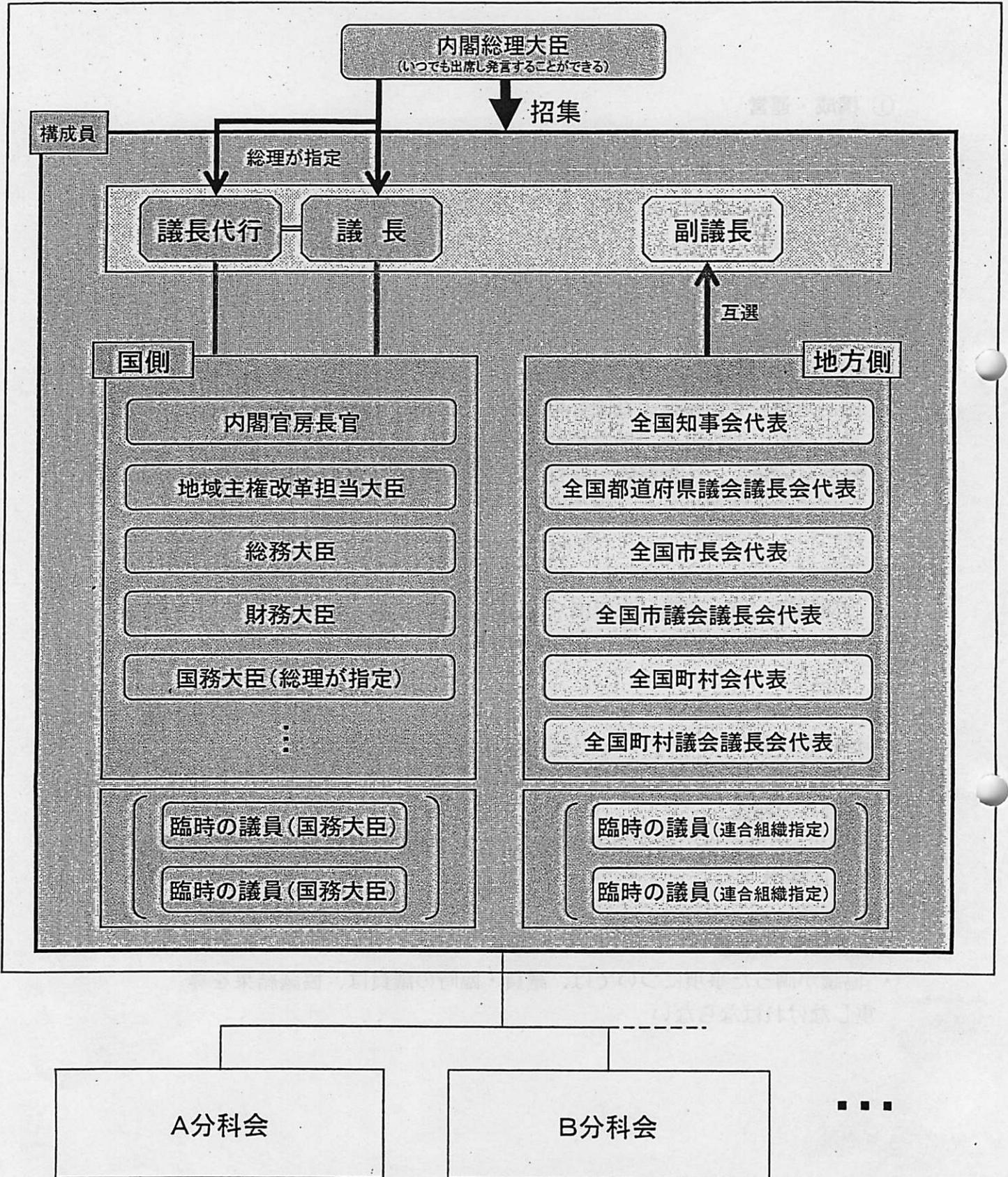
### ⑤ 国会への報告

- ・ 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

### ⑥ 協議結果の尊重

- ・ 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

# 国と地方の協議の場 (イメージ)



※分科会については、協議の場に諮って定める